

患者権利章典

(患者さんの権利と責務)

1. どなたでも、平等かつ安全に最善な医療を受ける権利があります
2. 病気、検査、治療、見通しなどについて、理解しやすい言葉や方法で、納得できるまで十分な説明と情報を受ける権利があります
3. 治療方法等を自らの意思で選択する権利があります。その際には、別の医師の意見（セカンドオピニオン）を聞きたいという希望も尊重します
4. 自分の診療記録の開示を求める権利があります
5. 診療の過程で得られた個人情報の秘密や、病院内での私的な生活が守られる権利があります
6. 納得できる医療を受けるために、治療等に関して納得できなければ、意見を述べる権利があります
7. 良質な医療を実現するためには、医師をはじめとする医療提供者に対し、患者さんご自身の健康に関する情報を、できるだけ正確に提供する責務があります
8. 病院職員による医療提供に支障をきたすことのないよう配慮する責務があります